

大津市民間児童クラブ開設補助事業者公募要領

1 目的

本要領は、大津市立児童クラブの狭あい化解消を図るため、狭あい化の著しい小学校区内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施するにあたり、既存施設の改修や設備の整備・修繕及び備品の購入等について、大津市放課後児童健全育成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受ける事業者を公募するため、必要な事項を定める。

2 公募概要

(1) 公募について

補助金を活用して令和8年4月1日までに民間児童クラブを開設・運営する事業者を公募する。

各小学校区につき1施設を公募し、大津市民間児童クラブ開設事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）によるプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施して補助対象事業者となる候補者を決定する。

なお、申込は1事業者につき1小学校区のみとする。

(2) 公募対象の小学校区及び公募施設数

小学校区	通学区域	利用児童集中地域 ※番号は多い順	公募施設数
坂本	坂本一丁目の一部、坂本二丁目、坂本三丁目、坂本四丁目、坂本五丁目、坂本六丁目、坂本七丁目、坂本八丁目、坂本本町	① 坂本三丁目 ② 坂本二丁目 ③ 坂本七丁目	1施設
志賀	見世一丁目の一部、高砂町、神宮町、勸学一丁目、勸学二丁目、南志賀一丁目、南志賀二丁目、南志賀三丁目、南志賀四丁目、柳川一丁目、柳川二丁目、鏡が浜、二本松、柳が崎、松山町の一部、錦織町、滋賀里町甲、滋賀里町乙、千石台、錦織一丁目、錦織二丁目、錦織三丁目、南滋賀町、桜野町一丁目、桜野町二丁目、皇子が丘一丁目	① 柳ヶ崎 ② 南志賀三丁目 ③ 勸学二丁目	1施設

(3) 施設の要件

ア 公募する小学校区の通学区域内に開設すること。

また、(2) 公募対象の小学校区及び公募施設数の表中「利用児童集中地域」（市立児童クラブの利用児童が多い地域）を参照し、小学校と当該地域の位置関係を考慮して、当該地

域の利用者が通所しやすい場所に開設するよう努めること。

- イ 自己所有建物またはテナントを借用し、児童クラブ用に改修すること。また、テナントを借用する場合は、5年以上の賃貸借契約を締結することが望ましい。
- ウ 改修を行う際は、本公募の申し込みまでに、建築基準法や消防法等をはじめとする建築基準関係法令に適合すること。また補助対象事業者に決定した者（以下「決定事業者」という。）又は決定事業者から設計を依頼された者は、施設改修にあたり大津市都市計画部建築指導課及び管轄の消防署等に必ず相談し、その指導に従うこと（補助金の申請前に建築基準関係法令に適合したことのわかる書類の写しを求める場合がある。）。
- エ 施設には遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）を設け、専用区画の面積は児童1人につき1.65㎡以上を確保すること。また、定員40名以上の専用区画を有すること（66㎡以上）。
- オ 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けていること（新耐震基準）。
- カ 上記のほか、別添の「施設改修及び運営にかかる基本的事項 2. 施設改修の要件」に適合すること。

(4) 運営に係る要件

ア 開所日、開所時間

開所日：年間250日以上開所し、土曜日も開所すること。

開所時間：小学校の休業日 1日につき8時間以上開所すること。

小学校の休業日以外の日 1日につき3時間以上開所すること。

イ その他

必ず令和8年4月1日までに法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施すること。

その他、別添の「施設改修及び運営にかかる基本的事項 3. 運営に係る要件及び4. 事業者が行う主な業務」を遵守し、実施すること。

3 補助金の概要

開設準備補助金限度額 12,600,000 円

（テナント改修費、備品購入費で12,000,000円。礼金、開設1カ月前家賃で600,000円）

その他、別添の「施設改修及び運営にかかる基本的事項 1. 施設改修・運営にあたっての補助制度（1）施設改修経費にかかる補助」を確認すること。

4 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和7年11月21日（金）	公募、質問受付開始
令和7年12月 5日（金）17時00分まで	質問締切
令和7年12月10日（水）	質問への回答を市ホームページに掲載

令和7年12月12日（金）17時00分まで	参加申込書等提出締切
令和7年12月16日（火）	選定委員会による一次審査（書類審査）の実施
令和7年12月17日（水）	一次審査結果通知
令和7年12月23日（火） 令和7年12月24日（水）※予備日	選定委員会による二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の実施
令和7年12月26日（金）	二次審査結果通知

5 参加資格

本公募に参加できる者（参加申込者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 既に設立された法人であること。（法人種別は問わない。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (4) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (7) 本公募に参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
 - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (8) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

6 質疑・応答

(1) 質問方法

質問書（様式は本公募のホームページ上に添付）により電子メール（送信後、送信した旨、要電話）で行うこと。

メール件名に「民間児童クラブ公募、送信年月日（西暦 8 桁）、商号又は名称」を入力し、送信すること。

送信先：大津市こども未来部児童クラブ課

E-Mail：otsu1430@city.otsu.lg.jp

(2) 質問期限

令和 7 年 1 2 月 5 日（金） 1 7 時 0 0 分まで

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(3) 回答方法

ホームページにおいて掲載する。

(4) 回答予定日

令和 7 年 1 2 月 1 0 日（水）

7 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本要領、施設整備及び運営に係る基本的事項等を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書	1 部
イ 役員名簿	1 部
ウ 法人等調書	1 部
エ 誓約書	1 部
オ 事業計画書	6 部

(ア)原本 1 部及び副本 5 部を提出すること。

(イ)副本には、参加申込者の商号又は名称、代表者氏名その他の事業者が特定できる事項を記載しないこと。

(2) 書類の提出期限 令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金） 1 7 時 0 0 分まで

(3) 書類の提出方法

必要部数を持参又は郵送にて提出すること。

また、事業計画書、施設の平面図及び位置図を事務局宛メールでデータを送信すること。

なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先（事務局）

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所別館1階
大津市こども未来部児童クラブ課
E-Mail : otsu1430@city.otsu.lg.jp

8 審査方法等

(1) 1次審査：書類審査

提出書類について、本要領に示す要件及び参加資格について書面による審査を実施したうえで2次審査の対象とする。

1次審査の結果は、令和7年12月17日（水）（予定）に電子メールで送信する。

(2) 2次審査：プレゼンテーション及びヒアリング審査

本要領及び施設整備及び運営に係る基本的事項に基づき参加申込者から提出された事業計画書等について、選定委員会が審査を行う。

ア 選定委員会の実施予定日

令和7年12月23日（火）

令和7年12月24日（水）※予備日

なお、参加申込の状況により日程変更や追加の日を設定する場合がある。

イ 選定委員会での審査実施時間

質疑応答を含め30分程度（うち提案時間は15分以内）

ウ 選定委員会への参加可能人数

3人以内

エ 審査基準

別紙審査基準を参照すること。

オ 審査

参加申込者によるプレゼンテーション及び選定委員会委員によるヒアリング審査を実施する。なお、内容は提出のあった事業計画書等を基本とする。開催時間などの詳細はメールにて別途通知する。

また、プレゼンテーションに際し、資料や映像の投影を可とする。スクリーンやプロジェクター、パソコンと接続するHDMIコードは準備するが、パソコン（HDMIコードで接続可能なものに限り）は提案者が準備すること。

また、投影を希望する場合は、前日までに事務局担当者までその旨を電話にて連絡すること。

カ 候補者の決定について

審査基準の各項目について提案者を審査し、選定委員会の各委員の合計点が、各参加申込者中、最高点であった者を最優秀提案者とし、この結果を基に選定委員会において、候補者を決定する。

ただし、最優秀提案者であった場合においても、選定委員会の各委員の合計点が500

点中250点未満の場合や、審査基準に掲げる審査項目の評価点について、委員のうち一人でも0点がある場合は、候補者に決定しない。

キ 履行義務等

- (ア) 審査委員会委員による質問に対する回答については、履行義務を負うことに留意すること。
- (イ) 本市は質問及び回答は録音し、必要と認める事項については書面を作成することがある。なお、書面化にあたっての参加資格者との協議は行わない。

9 審査結果

(1) 通知方法

審査を受けた全ての提案者に電子メールで送信する。

(2) 通知時期（予定）

一次審査結果：令和7年12月17日（水）

二次審査結果：令和7年12月26日（金）

※審査の状況に応じて前後する場合がある。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこの選定に係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 事業計画書の提出は1事業者につき1案とする。

11 情報公開及び提供

市は参加申込者から提出された事業計画書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 その他

- (1) 参加申込者は、本要領に記載した諸条件を遵守するほか、施設の改修および放課後児童クラブの運営に当たっては関係法令を遵守することはもとより、本市の指導に従うこと。
- (2) 参加申込者は、事業の円滑な運営のため、本公募の申込までに建物の貸主、自治会関係者、

近隣住民等（特に隣接敷地の住民）へ十分な説明を行うとともに、誠実に対応すること。

また、補助対象事業者に決定した場合は、施設の改修等を行う前に、補助対象決定事業者の責任において近隣住民等及び関係者に説明を行い、事業の趣旨に関して理解を得るように努めること。また、改修のスケジュールや工事車両の通行などについても十分な説明を行うこと。

(3) 施設の改修等に係る諸手続きは、補助対象事業者が行うこと。

(4) 補助対象事業者が補助金の交付申請をする場合は、補助金交付決定前に改修事業に着手することができないので留意すること。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募を実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募に要した費用を本市に請求することはできない。

(7) 参加辞退の場合

申込書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、事務局宛てに提出すること。

(8) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 公募要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又は事前ヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ その他不正な行為があった場合

(9) 決定の取り消し

市は、補助対象事業者が次のいずれかに該当した場合は、その決定を取り消すことができる。この場合、補助対象事業者は、すでに要した費用を本市に請求することはできない。

ア 「(8) 失格事項」に定めるいずれかの項目に該当することがわかった場合

イ 本要領に記載された事項について重大な違背行為があったと認める場合

ウ 当初予定していた施設等の確保が困難になるなど計画内容に大幅な変更が生じた場合

エ 予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じたとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなった場合

オ その他の事情により、適切な放課後児童健全育成事業の実施が困難と認める場合

(10) 決定後の辞退

補助対象事業者の決定後、事業実施を取りやめる場合は、必ず事前に協議のうえ、速やかに書面（様式は任意）により、事務局宛てに提出すること。

(11) 著作権等の権利

事業計画書等の著作権は、当該事業計画書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、補助対象事業者に選定された者が作成した事業計画書等の書類については、市が必要と認める場合には、本市は、補助対象事業者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(12) 募集期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページに掲載することがあるため、定期的に確認をすること。本市ホームページの掲載内容を確認しないことによる不利益については、市は一切責任を負わない。

(13) 参加申込者は、本公募の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 3 問合せ先（事務局）

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市こども未来部児童クラブ課 担当 山本

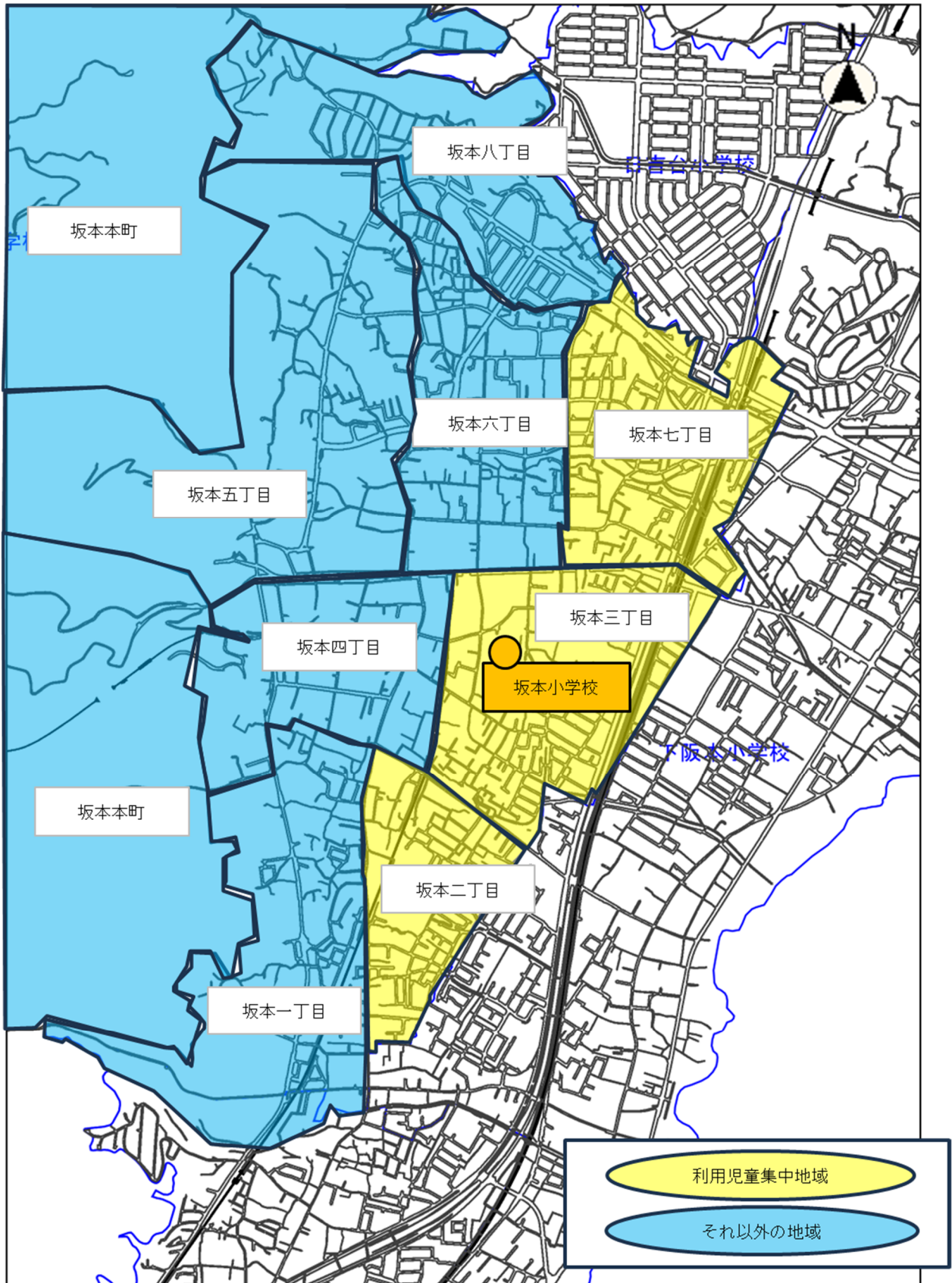
TEL：077-528-2776

Mail：otsu1430@city.otsu.lg.jp

別紙 審査基準

大項目	小項目	評価基準	配点
運営方針	保育方針・理念	大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条に規定する放課後児童健全育成事業の一般原則を踏まえているか	40
	開所日数・開所時間	開所日数及び開所時間が「公募要領 2 公募概要 (4)運営に係る要件 ア開所日、開所時間」の要件以上になっているか	
	利用料金	保護者のニーズを踏まえているか	
	学校、地域との連携及び保護者との関わり	関係性を確立するための実施方法が明確であり、実現可能か	
	安全対策・危機管理	安全対策・感染症対策・衛生管理・危機管理についてマニュアルに基づいて取り組んでいるか	
施設の位置	小学校との位置関係	徒歩で通える距離に位置するか 利用児童集中地域からの利便性が高いか	20
施設改修計画	生活面積の確保	40 人定員を満たす専用面積（保育室と静養室の合計で 66 m ² ）以上が確保されているか	10
職員体制	職員の配置計画	余裕をもった配置計画になっているか 【最低配置基準：放課後児童支援員 2 名以上（うち 1 名は補助員に代替可）】	10
	雇用確保の取り組み、施設長予定者の経験	雇用の確保と質の向上の取組みが示されているか 放課後児童クラブの経験年数と知識は十分か	
その他	多様なサービス、特色ある保育内容	昼食提供、早朝・延長（8 時より早い時間、19 時を超える時間）利用など多様なサービスがあるか また学習支援、英語などの付加価値はつけているか	20
	受入児童数の安定確保	児童数を安定して確保するための計画や実施方法が明確であり、実現可能か	
合計			100

坂本小学校区 区域図



志賀小学校区 区域図

